

米沢市ふるさと納税事務支援業務委託公募型プロポーザル評価要領

この要領は、米沢市ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が米沢市ふるさと納税事務支援業務委託公募型プロポーザルの受託候補者を選定するための評価基準について示すものである。

1 受託候補者の選考方法及び選定について

(1) 受託候補者の選考方法

受託候補者の選考については、プロポーザル参加者の企画提案書やプレゼンテーションの内容を踏まえ、米沢市ふるさと納税事務支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）別表「評価基準」に基づき審査委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い、順次選定する。

ただし、採点した委員の合計得点が配点合計（100点満点×委員数）の6割に満たない場合は、不適格とみなし受託候補者とししないものとする。

(2) 選定順

- ① 実施要領別表「評価基準」の評価項目により各委員が審査を行い、各委員の合計得点が最も高い最高得点者を受託候補者とし、次に得点が高かった者を次点者とする。
- ② ①の最高得点者が複数の場合は、最高得点者とした委員の数が多い者を受託候補者とする。
- ③ ②の最高得点者とした委員の数が同数の場合は、抽選により受託候補者を決定する。
- ④ プロポーザル参加者が1者であっても、委員の合計得点が配点合計（100点満点×委員数）の6割以上の場合、受託候補者として選定する。

2 評価点について

(1) 採点の方法

プロポーザル参加者の企画提案書の評価は、「評価基準」の評価項目ごとに、配点及び評価基準を設定し、絶対評価により評価を行う。採点については、(2)評価段階に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

ただし、評価項目の業務実績及び見積額については、それぞれの算出方法により、評価を行うものとする。

(2) 評価段階（業務実績及び見積額を除く。）

評価段階	配点が10点の場合	配点が5点の場合
A 特に優れている（高度な能力を有している）	10	5
B 優れている（十分な能力を有している）	8	4
C 普通（一定の能力を有している）	6	3
D やや劣っている（多少能力が乏しい）	4	2
E 劣っている（能力が乏しい）	2	1
F 記述なし・提案なし	0	0

(3) 業務実績 評価段階

本業務と類似する業務を令和4年度又は令和5年度に自治体から受託した件数により評価する。ただし、同一自治体から複数年の受託は1件と数える。

評価段階	配点10点
A 本業務と類似する業務を10件以上受託している	10
B 本業務と類似する業務を8件以上受託している	8
C 本業務と類似する業務を6件以上受託している	6
D 本業務と類似する業務を4件以上受託している	4
E 本業務と類似する業務を1件以上受託している	2
F 記述なし・実績なし	0

(4) 見積額 評価段階

実施要領で示す想定上限委託料94,050,000円に対する見積額により評価する。

評価段階	配点10点
A 見積額が想定上限委託料より10パーセント以上低い額	10
B 見積額が想定上限委託料より8パーセント以上低い額	8
C 見積額が想定上限委託料より6パーセント以上低い額	6
D 見積額が想定上限委託料より4パーセント以上低い額	4
E 見積額が想定上限委託料より2パーセント以上低い額	2
F 見積額が想定上限委託料より2パーセント未満低い額	0

3 留意点

評価については、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。